

住宅取得支援補助金と孫育てサポート補助金を受け付けています

人口減少の対策として、将来にわたって安心して住み続けられるまちづくりを推進するため「養老町若者定住マイホーム取得支援事業補助金」と「養老町三世代ハッピースマイル事業補助金」を交付しています。

●養老町若者定住マイホーム取得支援事業補助金

町内で住宅を取得する若者に対し、住宅取得に係る補助金を交付します。

○補助対象者

- ①世帯全員が初めて養老町に転入するI・Jターン世帯または町外へ転出してから2年以上経過後、本町へ再度転入する人を含むUターン世帯
 - ②平成31年4月1日以降に町内に居住用住宅を取得し、その住宅の所在地に住民登録している人
 - ③当該住宅およびその敷地となる土地の取得費用が合計500万円以上であること
- ※上記以外にも条件があります。詳細は企画財政課までお問い合わせください。

○補助金額

- ① I・Jターン世帯 **30万円** ② Uターン世帯 **25万円**

●養老町三世代ハッピースマイル補助金

養老町三世代ハッピースマイル補助金は「養老町三世代同居・近居住宅取得支援補助金」と「養老町孫育てサポート補助金」の2つの補助金制度で構成されています。

養老町三世代同居・近居住宅取得支援補助金

○補助対象者

- ①町内で三世代同居および近居（直線距離で2km以内）をしている人
 - ②平成31年4月以降に町内に住宅を取得し、その住宅の所在地に住民登録をした人
- ※上記以外にも条件があります。詳細は企画財政課までお問い合わせください。

○補助金額

- ①令和4年4月1日以降に同居または近居を開始した場合 **30万円**
②令和4年3月31日以前から同居または近居している場合 **25万円**

養老町孫育てサポート補助金

○補助対象者

- ①就労などにより、父母が保育できない1歳から3歳未満の孫を3カ月以上継続して保育する祖父母
- ②祖父母世帯、父母世帯が町内に住所を有すること
- ③対象となる孫が保育所などに就園していないこと

○補助金額

孫一人当たり 月額**5千円**（最長2年間）

問 企画財政課 ☎32-1102

インボイス制度が始まります

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

この制度下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）などの保存が仕入税額控除の要件となります。

この制度に関する問い合わせは、国税庁の「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」（☎0120-205-553 土・日曜日、祝日を除く 9時～17時）で受け付けます。

問 大垣税務署 ☎78-4101